

辰野町通学定期券等購入費重点支援助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、物価高騰による影響に対する支援施策として、公共交通機関の通学定期乗車券（以下「定期券」という。）又は通学回数乗車券（以下「回数券」という。）を使用して通学する学生や自動車を使って通学する学生の経済的負担を軽減することを目的に交付する辰野町通学定期券等購入費重点支援助成金（以下「助成金」という。）について、辰野町補助金等交付規則（昭和54年辰野町規則第10号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「大学等」とは次に掲げる学校をいう。

- (1) 大学（学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき設置された大学（短期大学及び大学院を含む。））
- (2) 高等専門学校
- (3) 専修学校（専門課程に限る。）
- (4) 予備校
- (5) 高等学校
- (6) 小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程
- (7) 特別支援学校の小学部及び中学部、高等部
- (6) その他町長が上記と同等と認めるもの

(助成対象費用)

第3条 助成金の交付の対象は、公共交通事業者が販売する定期券及び回数券若しくは店頭又は配達により燃料を販売する事業者から購入したガソリン、軽油又は重油（以下、「燃料」という。）とし、次に掲げるものとする。ただし、その購入に当たり、他の助成金その他これに類するものの交付を受ける場合や辰野町内に居住実態がなく、通学のために供される定期券及び回数券の購入に要する費用と判断できない場合は、交付の対象としない。

- (1) 定期券の有効期間の全部又は一部が令和8年4月1日から令和8年11月30日までの期間（以下「助成対象期間」という。）に属する定期券（航空機、新幹線等特別料金を要するものを除く。）

(2) 助成対象期間に購入された回数券であつて、券面から明らかに通学に供するものであることが判断できるもの

(3) 助成対象者が助成対象期間において、通学に供する自らが運転する自動車等の燃料として購入したもの

(助成対象者)

第4条 助成金の交付を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 大学等に在籍している者であること。

(2) 辰野町内から大学等に通学する者であること。

(3) 辰野町に住所を有する者であること。

(4) 助成金の交付を受けようとする年度の3月31日において、年齢が26歳未満の者であること。

(5) 助成金の交付の対象となる定期券又は回数券又は燃料（以下これらを総称して「対象定期券等」という。）を購入した者であること。

(6) 申請者及びその属する世帯全員が町税等を滞納していないこと。

(助成金の額等)

第5条 助成金の額は、対象定期券等それぞれの購入金額の2分の1の額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）の合計額とし、10,000円を上限とする。

2 対象者は、助成金の額が前項の上限額より少ない場合は、助成金の合計額が上限額に達するまで、複数回の申請を行うことができる。

3 紛失等により再購入した定期券及び回数券は助成金の交付の対象としない。

(交付申請)

第6条 助成金に係る申請は、令和8年4月1日から令和8年11月30日までの間に、ながの電子申請サービスにより次に掲げる事項を記載及び添付して行うものとする。ただし、令和8年11月30日までに申請ができないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときは、この限りでない。

(1) 申請者の住所

(2) 申請者の氏名

(3) 申請者もしくは保護者の電話番号

(4) 助成金の振込先

- (5) 対象者の住所
 - (6) 対象者の氏名
 - (7) 対象者の在学名・学年
 - (8) 利用している公共交通機関・路線名
 - (9) 対象定期券等の購入金額
 - (10) 対象定期券等の購入に要した経費の支払い手続きが完了したことを証する書類(領収書等)
 - (11) 助成金の振込先の口座番号等が確認できるものの写し
 - (12) 助成金を交付申請する者の在学を証する書類(在学証明書又は学生証の写し等、在学がわかるもの)の写し
 - (13) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めるもの
- 2 対象者において対象定期券等が複数ある場合にあっては、まとめて交付申請を行うことができるものとする。

(助成金の交付)

第7条 町長は、前条の規定により助成金の請求を受けたときは、その内容を審査し、助成金の交付の可否を決定し、申請者に通知するとともに、速やかに助成金を交付するものとする。

(交付決定の取消)

第8条 町長は、申請者が虚偽の申請その他不正な行為により助成金の交付を受けた場合は、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定により助成金の交付決定が取り消された場合、既に助成金を受領しているときは、申請者は町長の指示するところにより、取り消された助成金を返還しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。